

「おお さか し しょう がい しゃ し えん けい かく大阪市障害者支援計画」 と「し えん ひ せい ど支援費制度」

障害者が地域社会の一員として 自立した生活ができる大阪市をめざして

大阪市では、「障害者支援に関する大阪市長期計画」(平成6年策定)や「大阪市障害者私怨プラン」(平成10年策定)の成果などを踏まえ、「大阪市障害者支援計画」を今年3月に策定しました。また「支援費制度」も同時期に開始され、内容も従来の措置ではなく、利用者本位のサービス提供を実現するためのものとなりました。障害者を取り巻く、現在の計画や制度のあらましをふっくさん、しーさんと見ていきましょう。



ひとりひとりの生き方をよりいっそう尊重し、
「共に生きる社会」を目指しています。

「大阪市障害者支援計画」

ふっくさん・しーさん：は～い!こんにちは。

ふっくさん：この計画は、障害者が自分の住んでいる地域で安心して生活できるようにするため、つぎの3点を基本的な考え方としているそうだよ。

- (1)個人としての尊重
- (2)権利実現に向けた条件整備
- (3)地域での自立生活の推進



しーさん：そうね。大阪市の基本計画の「大阪市総合計画21」との整合性や「大阪市児童育成計画」「大阪市高齢者保健福祉計画」、そして「8181第59号」でご紹介した「大阪市地域福祉計画」とも連携する総合的な計画なんだって。

ふっくさん：「推進基盤」の整備のほか、「権利擁護と当事者活動支援」「啓発・広報」「生活支援」「生活環境」「就業支援」「教育・保育」「保健・医療」の7つの分野別に施策目標を設けているんだ。

しーさん：期間は平成15年度から平成24年度までの10ヵ年。みんなで力をあわせたいね。

制度が始まって4ヵ月過ぎました。
利用者本位でサービスの利用ができる制度です。

「支援費制度」

平成15年4月から、身体障害者(児)や知的障害者が、利用したい福祉サービスを提供する事業者や施設を選んで、サービスの内容を聞いて契約し、利用するしくみになりました。

支援費制度の対象となる福祉サービス

[居宅支援サービス] [居宅で利用するサービス]

●身体障害者	身体障害者居宅介護・身体障害者デイサービス・身体障害者短期入所
●知的障害者	知的障害者居宅介護・知的障害者デイサービス・知的障害者短期入所・知的障害者地域生活援助(グループホーム)
●障害児	児童居宅介護・児童デイサービス・児童短期入所

[施設支援サービス] [施設に入所(通所)して利用するサービス]

●身体障害者	身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設
●知的障害者	知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通所寮・国立こころ二



ふっくさん：この制度は、身体障害者更生施設などの施設支援サービスや身体障害者居宅介護などの居宅支援サービスの利用の方法が、措置制度から利用者が福祉サービスの提供者と直接契約し、市が利用者に対して支援費を支給する「支援費制度」に改められたものなんだよ。

しーさん：これから新たに支援費制度で利用を希望される方は、お住まいの区の保健福祉センター地域保健福祉課で支援費の支給申請手続きを行なってくださいね。

ふっくさん：支援費制度と介護保険制度のどちらの制度も適用される場合。同一サービスなら介護保険によるサービスが優先されません。ご注意ください。

支援費制度を利用するための手続き

「支援費制度」のお問い合わせは、各区の保険福祉センター地域保険福祉課まで

(1) 相談

区の保健福祉センター地域保健福祉課
障害児(者)地域療育等支援事業者
障害者生活支援事業者
身体障害者相談員
知的障害者相談員等

(2) 申請

各区の保健福祉センター地域保健福祉課で、
利用したいサービスの支援費の申し込みをします。



(3) 支援費の決定

あなたに必要なサービスの利用が決定されます。



(4) 受給者証交付

サービスを利用するために必要な受給者証を
各区の保健福祉センターから受け取ります。



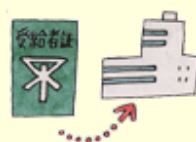
(5) 利用の申し込み

受給者証を見せて、利用したい事業者や施設
からサービスの内容を聞き、利用するための
契約をします。



(6) サービスの利用

受給者証を見せてサービスを利用します。



(7) 利用者負担額の支払い

サービスを受けた事業者や施設に利用者負担
額を支払います。(利用者負担額はあなたや
家族の収入によって決まります。)

(8) 支援費の支給

大阪市が事業者や施設に支援費を支払いま
す。支払いを受けた事業者・施設はその内容
をあなたにお知らせします。

※利用するサービスの種類によっては、利用者負担額の外に入浴料や食事などが別に必要になる場合があります。



大阪市では、全国に先駆けて長居公園内に障害者のためのスポーツ施設(大阪市長居障害者スポーツセンター)を昭和49年に設置して以来、障害者の社会参加を推進するため施設の設置を進めています。今回は**自立生活支援センター・ピア大阪**と大阪市舞州障害者スポーツセンター「**アミティ舞州**」をふっくさんとしーさんに訪ねてもらいました。

じ りつ せい かつ し えん おお さか 自立生活支援センター・ピア大阪

自立へのチャレンジ！障害をもつ仲間がスタッフ

ふっくさん

1994年5月に「大阪市立早川福社会館」内に開所した、「ピア大阪」を訪ねました。

しーさん

1階に相談室・事務室・浴室、2階に自立体験室、介護人室が各2室ずつ。談話室もあり充実しています。

ふっくさん

事務局のスタッフは現在9名、うち3名が障害者です。みんな親しみやすい人たちで安心!!



[相談事業]

しーさん

障害をもつ当事者スタッフが、相談に応じてくれるわ。月曜日から土曜日まで曜日ごとに、各障害別のピアカウンセラーが待機しているの。ピアカウンセリングについては予約制。だからまずは連絡をしてね。



[ピアスクール]

しーさん

今年で9期目を迎えた障害者のリーダー養成講座。修了生は100名を超え、それぞれが各方面で活躍中。一期25回の講座で定員は15名程度。回を重ねるごとに参加希望者は増え

ているそうよ。

[自立生活体験事業]

ふっくさん

体験室は2タイプ。実際の体験を通して、自立生活のイメージを描く場として活用されているんだ。ダイニング・キッチンのある6畳の和室と、ダイニング・キッチンと電動ベット、ホイスト（介護リフト）もあって重度の人でも使えるワンルームタイプの洋室があったよ。

しーさん

どちらの部屋の調理台も高さが簡単に調節でき、車椅子でもらくらくだわ。

ふっくさん

一泊から始めて、少しずつ利用を増やしていく人が多いそう。毎月1階6泊で利用し、自立生活への自身を高めていった人もいるんだって。



自立生活体験室(洋室)



自立生活体験室のバスルーム(洋室)



自立生活体験室(キッチン)



自立生活体験室(和室)

サポート(援助)

ふっくさん

大阪市障害者(児)のホームヘルパー養成研修、大阪市盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業と養成講座、資格障害者ガイドヘルパー養成研修、障害者の人権講座や、機関紙の発行、施設見学と事業説明もおこなってくれるよ。情報資料室や浴室(浴室提供事業)の利用もできるよ。



談話室

自立生活支援センター・ピア大阪

設置主体/大阪市

管理運営主体/社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会

〒546-0033 大阪市東住吉区南田辺1-9-28 大阪市立早川福祉会館内

TEL:06-6622-1180

FAX:06-6622-0423

ホームページアドレス：<http://www5.ocn.ne.jp/~peerosk/>